

東京都立千早高等学校いじめ防止基本方針

平成26年10月15日

校長 決定

1 いじめ問題への基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、絶対に許されるものではない。

したがって、本校ではビジネスコミュニケーション科の学校として、RESPECTの精神のもと、全ての生徒がいじめを行わず、また他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響やその他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めるなど、いじめの防止等のための対策を行う。

2 学校及び教職員の責務

学校及び教職員は「いじめはどの生徒にも、どの学校においても起こりうる」という共通認識をもち、いじめが行われず、全ての生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者、地域及びその他の関係者と連携を図りながら、学校全体でいじめの未然防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

3 いじめ防止等のための組織

(1) 学校いじめ対策委員会

ア 設置の目的

いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、「学校いじめ対策委員会」を設置する。なお、この委員会は「特別支援教育推進委員会」及び「教育相談連絡会」を兼ねる。

イ 所掌事項

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成等に関すること
- いじめの未然防止や早期発見に関すること
- いじめが疑われる事案の確認やその対応及びいじめの再発防止に関すること
- 校内研修の企画、立案に関すること
- その他委員長が必要と認める事項

ウ 会議

委員長（校長）が招集し、原則として学期に1回程度開催する。なお、いじめと疑われる事案がある場合は緊急に開催する。

エ 委員構成

委員は、企画調整会議（OP）のメンバーとし、その他校長が必要と認める者とする。

(2) 学校サポートチーム

ア 設置の目的

学校、家庭、地域及び関係機関が一体となっていじめ等の問題行動の未然防止と効果的な対応を組織的に図るため、学校いじめ対策委員会を支援する「学校サポートチーム」を設置する。

イ 所掌事項

- いじめ等の問題行動への対応に関すること
- 学校いじめ対策委員会への指導及び助言に関すること
- 学校、家庭、地域及び関係機関との連携の在り方に関すること
- その他委員長が必要と認める事項

ウ 会議

委員長（校長）が招集し、原則として年に2回程度開催する。また、必要に応じて適宜開催する。

エ 委員構成

委員は、千早運営連絡協議会内から校長が指名する者とし、その他校長が必要と認める者とする。

4 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

- ア 全ての授業において、言語活動を計画的かつ効果的に取り入れ、生徒同士のコミュニケーション活動を通して、自尊感情や自己肯定感を高める。
- イ ホームルーム活動や学校行事において、話し合い活動や体験活動等を通して生徒同士の絆を深め、主体性や社会性を育む。
- ウ 生徒会活動において、生徒の主体的な委員会活動を支援し、公平公正の判断や自分と違う意見をもつ友達を認めて活動を共にする態度を育成する。
- エ 部活動において、教職員が体罰等のない適切な指導を行うとともに、仲間と協力することの大切さを経験させ、忍耐力や達成感、責任感や協調性を育む。
- オ 東京都設定科目「コミュニティ・サービス・ラーニング」等の授業において、道徳教育及びキャリア教育の充実を図り、道徳的価値や汎用的能力を育む。

(2) 早期発見のための取組

- ア 教職員が全ての教育活動を通じて生徒の変化を敏感に察知し、いじめの兆候を見逃さないよう校内巡回等により生徒を観察する。
- イ ホームルーム担任による個人面談（年2回程度）及び三者面談（適宜）を実施するとともに、日頃から保護者との連絡を密にする。
- ウ 年度当初にスクールカウンセラーによる1年生全員面接を実施するとともに、スクールカウンセラーによる相談窓口（週1回程度）を設置する。
- エ 生活指導部主任と各学年主任による打合せ（週1回程度）を実施する。
- オ 生徒を対象とする「いじめ実態調査（アンケート等）」を年3回実施する。調査票は3年間保存する。

(3) 早期対応のための取組

- ア いじめに係る相談があった場合には、速やかに事実の有無を確認するとともに、いじめの事実が確認された場合は、直ちにいじめをやめさせる。
- イ 被害生徒及び保護者に対して、スクールカウンセラー等を活用するとともに、全教職員が協力して心のケアに努め、安心して教育を受けられる環境を構築する。
- ウ 加害生徒に対して、毅然とした姿勢で指導するとともに、当該生徒にしっかりと寄り添い、組織的・継続的な観察、指導等を行う。
- エ いじめの関係者間における争い等が生じないように、双方に対して丁寧に状況を説明し、関係保護者との情報の共有化を図る。
- オ インターネット上の不適切な書き込み等について、被害の拡大を避けるために生徒に対する削除指導やプロバイダへの削除依頼要請等の措置を速やかに講じる。
- カ 関係諸機関と連携を図りながら、いじめの解決に向けて対応するとともに、把握した事実を都教育委員会に報告する。

(4) 重大事態への対処

- ア 重大事態（いじめにより生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき等）が発生した旨を、都教育委員会に報告する。
- イ 学校いじめ対策委員会により、当該事案に対応する調査を実施し、事実関係を速やかに把握する。
- ウ 被害生徒に対して、生命又は身体の安全を確保するとともに、情報を提供した生徒を守るための措置を講ずる。
- エ 加害生徒に対して、毅然とした対応でいじめをやめさせるとともに、しっかりと寄り添い、いじめを繰り返さないよう指導、支援する。
- オ 調査結果について都教育委員会に報告するとともに、被害生徒及び保護者に対して事実関係等の必要な情報を積極的にかつ適時、適切な方法で提供する。
- カ 上記オの調査結果について、都教育委員会を通じて、都知事に報告する。
- キ 関係諸機関と連携を図りながら、いじめの解決に向けた対応を図るとともに、把握した事実を都教育委員会に報告する。
- ク 当該事案について、真摯に向き合い対応することによって、同種の事案の発生を防止する。

5 教職員研修計画

- (1) スクールカウンセラーを講師としたカウンセリング演習等の実践的な内容の校内研修を定期的実施し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応等に向けた技能の習得及び向上を図る。
- (2) 事例研究を通して、具体的な対応方法について理解を深め、いじめの対応の実践力向上を図る。特に、教職員が一人で抱え込まず組織で対応するという共通認識を図るとともに、同種のいじめの再発を防止する。
- (3) インターネットを通じて行われるいじめに対応するため、絶えず最新のインターネット環境等に関する研鑽を積み、教職員全体の情報モラルへの理解を深める。

6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

- (1) 保護者会や個別面談等において、「いじめ防止対策推進法第9条」及び次の「東京都いじめ防止対策推進条例第8条」について説明するとともに協力を依頼し、いじめの対応等に連携して取り組む関係を構築する。

(保護者の責務)

第8条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであり、いじめが児童等の生命、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであるとの認識の下、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。

3 保護者は、都、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

- (2) 個別面談等で聞き取り調査等を行い、生徒の家庭での状況を的確に把握するなど、密接に連絡を取り合い、万が一、いじめが発生した場合は速やかに被害者と加害者それぞれの保護者に連絡し、三者が連携して適切に対応する。

7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

- (1) 校外における生徒の状況を的確に把握するため、日頃から町会長、民生委員・児童委員や地域住民等と連絡を取り合い、万が一、いじめが発生した場合は、必要に応じて協力を得ながら対応する。
- (2) 学校だけの対応では問題を解消することが困難であると判断した場合は、速やかに警察、児童相談所、法務局等の関係機関に相談するとともに、被害生徒の生命又は身体の安全が脅かされているような場合は、直ちに警察に通報する。
- (3) 学校以外の場で起きたいじめの連絡を受けた場合は、その団体等の責任者や生徒が在籍する学校等と連携して対応する。

8 学校評価及び基本方針改善のための計画

- (1) 次のようないじめに関する項目を盛り込んだ生徒及び保護者への学校評価アンケートを年1回実施(12月)し、学校いじめ対策委員会及び学校サポートチームにおいて、いじめに関する取組の検証を行う。

(質問項目) 本校は、いじめをなくすために積極的に取り組んでいると思いますか。

- (2) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組について、PDCAサイクル(P L A N→D O→C H E C K→A C T I O N)で常に見直し及び改善を図り、実効性の

ある取組となるよう努める。

参考 『いじめの定義』

「いじめ防止対策推進条例」第2条では、「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

附則 この基本方針は、平成26年10月15日から施行する。

附則 この基本方針は、平成27年9月1日から施行する。